神山町の給与・定員管理等について

1　総括

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (R6.1.1現在)	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) R4年度の人件費率
令和 5年度	人 4,777	千円 6,979,587	千円 225,797	千円 863,280	% 12.4	% 10.4

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和 5年度	人 91	千円 308,832	千円 46,423	千円 122,341	千円 477,596

(参考)一人当たり 給与費　B／A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,248	千円 5,514

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。
2　職員数は令和6年4月1日現在の人数です。また任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3)ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

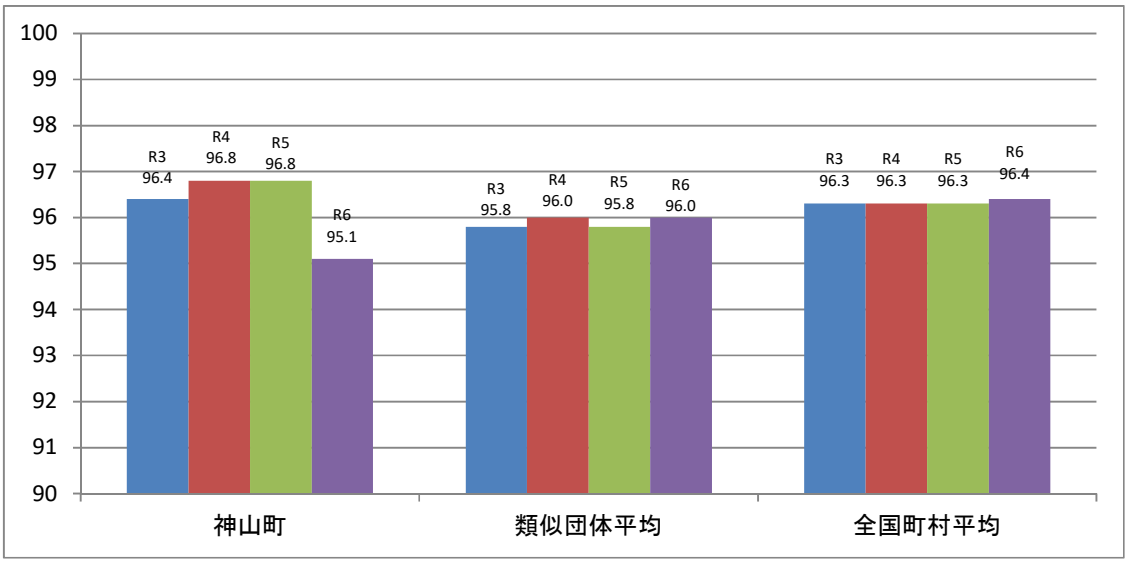

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3　ラスパイレス指数の算出に当たっては60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員は除いています。

ラスパイレス指数上昇の理由及び改善策

(4)給与制度の見直しの実施状況について

1　人事院勧告等を考慮して、給料表の改定を行う。(平均改定率1．1%)
2　勤勉手当の支給月数の引き上げ(0．1月)

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神山町	41.3　歳	309,600　円	358,100　円	330,894　円
徳島県	43.2　歳	328,335　円	424,749　円	360,254　円
国	42.1　歳	323,823　円	405,378　円	―　円
類似団体	41.0　歳	299,781　円	343,406　円	328,800　円

②技能労務職

区　分	平均 年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
神山町	56.4歳	296,000　円	316,375　円	303,575　円
徳島県	57.8歳	356,746　円	393,746　円	374,711　円
国	51.2歳	288,144　円	330,553　円	―　円
類似団体	49.2歳	285,856　円	316,366　円	301,319　円

(2)職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区　分		神山町	徳島県	国
一般行政職	大学卒	196,200　円	202,400　円	196,200　円
	高校卒	166,600　円	170,900　円	166,600　円
技能労務職	高校卒	162,100　円	169,000　円	―　円
	中学卒	―　円	159,500　円	―　円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,000　円	286,400　円	336,000　円
	高校卒	232,400　円	―　円	327,600　円
技能労務職	高校卒	―　円	―　円	―　円
	中学卒	―　円	―　円	―　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6　級	困難な業務を行う課長の職務又はこれに相当する職務	人 10	% 14.7%
5　級	(1) 課長の職務又はこれに相当する職務 (2) 困難な業務を行う課長補佐又はこれに相当する職務 (3) 困難な業務を行う主査の職務又はこれに相当する職務	人 17	% 25.0%
4　級	(1) 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 (2) 主査の職務又はこれに相当する職務	人 5	% 7.4%
3　級	(1) 係長の職務 (2) 主任の職務又はこれに相当する職務	人 11	% 16.2%
2　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 13	% 19.1%
1　級	定型的な業務を行う職務	人 12	% 17.6%

（注）１　神山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

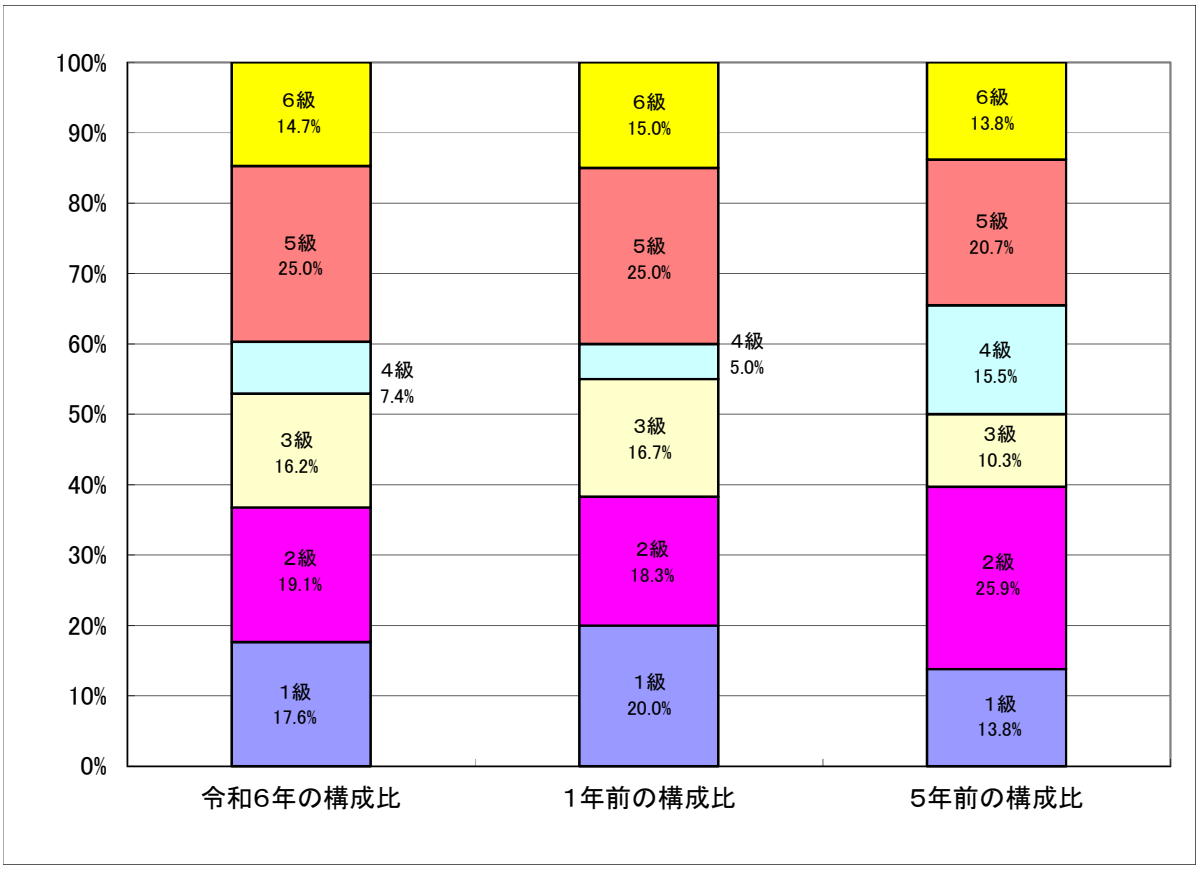

(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

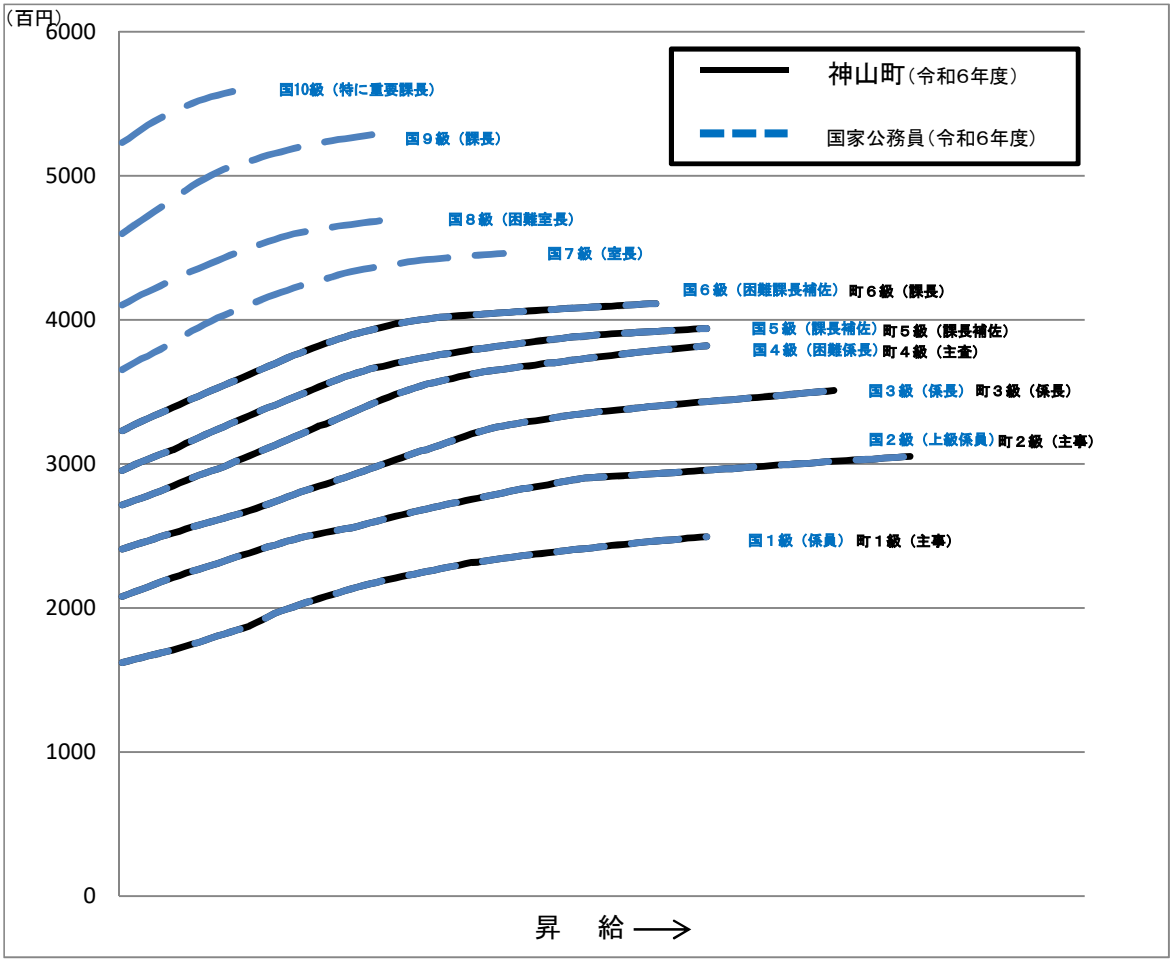

(3)昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

神　山　町	徳　島　県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,399　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,691　千円	—
(令和5年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における適用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2)退職手当（令和6年4月1日現在）

神　山　町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算 2～45%加算	
1人当たり平均支給額	0 千円				

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。(令和5年度対象者なし)

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合も含みます。

(3)地域手当

当町該当なし

(4)特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	42 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	42 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	1.09 %
手当の種類(手当数)	3 件

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
環境センター特殊勤務手当	環境センターで主たる勤務をする者	ゴミなどの処理業務	日額250円
防疫特殊勤務手当	感染症防疫作業従事者 家畜感染の防疫作業に従事した職員で町長が認める者	感染症が発生又は発生する恐れがある場合に患者の救護又は感染症菌の付着の危険がある物件の処理業務	日額1,000円
死体処理特殊勤務手当	老人ホームにおいて死体の処理等のに従事した者 行旅人又は変死人の死体の処理等に従事した者	死体・変死体の処理等の業務	1件5,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	13,601 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	149 千円
支給実績（令和4年度決算）	12,281 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	162 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員・教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子等 10,000円 1人(配偶者被扶養) 6,500円 1人(配偶者なし) 6,500円 16～22歳までの子5,000円加算	同じ	同じ	10,672 千円	237,155 円
住居手当	借家・間借 上限28,000円	同じ	同じ	5,905 千円	268,409 円
通勤手当	2km未満 支給なし 自家用使用等 2,000円～24,400円	同じ	同じ	12,203 千円	154,468 円
管理職手当	参事(配置なし) 69,700円 総務課長 58,000円 その他の課長等 41,000円 保育所長等 38,000円 その他の所長等 33,000円	同じ	同じ	7,128 千円	475,200 円
宿日直手当	1回につき 4,400円	同じ	同じ	1,047 千円	19,040 円

５　特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
			(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	746,000 円 (－ 円)	846,800 円／ 528,000 円
	副町長	597,000 円 (－ 円)	677,700 円／ 481,000 円
報酬	議長	284,000 円 (－ 円)	400,000 円／ 203,000 円
	副議長	234,000 円 (－ 円)	314,000 円／ 130,000 円
	議員	195,000 円 (－ 円)	290,000 円／ 109,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	町長	給料月額×100分の43.5×月数	任期満了時
	副町長	給料月額×100分の25.75×月数	任期満了時
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額です。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

部門＼区分			職員数 令和5年度	職員数 令和6年度	対前年増減数	備考
普通会計部門	一般行政部門		81	80	▲ 1	
		計	81	80	▲ 1	
	教育部門		10	11	1	
	消防部門		0	0	0	
	小計		91	91	0	
公営企業等会計部門	小計		11	9	▲ 2	
合計			102 〔 158 〕	100 〔 158 〕	▲ 2 〔 0 〕	

（注）１　職員数は一般職に属する職員数です。
　　２　［　　］内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

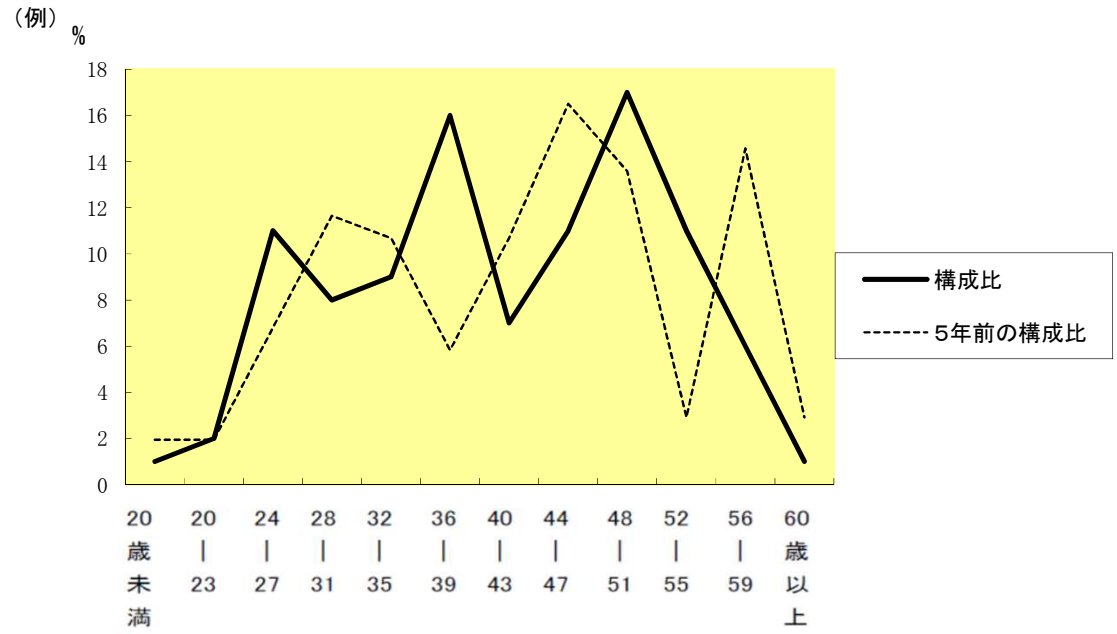

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 2	人 11	人 8	人 9	人 16	人 7	人 11	人 17	人 11	人 6	人 1	人 100

(3)職員数の推移

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	79	78	79	75	81	80	1　(1.3)
教育	11	12	12	10	10	11	0　(0.0%)
普通会計計	90	90	91	85	91	91	1　(1.1)
公営企業等会計	13	12	12	12	11	9	▲ 4　(▲ 30.8%)
総合計	103	102	103	97	102	100	▲ 3　(▲ 2.9%)

（注）　各年度における定員管理調査の分類による部門別職員数です。

※ 公営企業職員（簡易水道事業）の状況については今回、対象職員が1名であるため個人情報保護の観点から中止させていただきます。